

始良市自立支援協議会及び始良市の障がい者に係る各種計画について

1 始良市地域自立支援協議会について

本協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、障害者等の福祉に関する様々な問題について調整を図るため、始良市地域自立支援協議会要綱（平成25年始良市告示第408号）に基づき設置されている協議会です。

また、本協議会では、始良市障がい者計画など障がい者に係る各種計画の重要事項を協議検討する、市障害福祉計画の策定又は変更に関し、意見を述べることなどが本会の所掌事務となっています。

併せて、障害者の自立支援に係る地域の課題への対応、障害者の相談支援事業に関すること、地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること本協議会の所掌事項となっており、これらの課題や方策などを取りまとめて市長に提言する役割も担っています。

2 第2次始良市障がい者計画について（抜粋）

（1）計画の法的位置づけ

始良市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」にあたり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする基本的な計画です。

一方、始良市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき定められる「市町村障害福祉計画」にあたり、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。また、本市の目指す将来都市像を定めた「始良市総合計画」を踏まえるとともに、本市の地域福祉を総合的に推進するための「始良市地域福祉計画」とも整合性を図っていくこととしています。

《障がい者計画と障がい福祉計画の関係》

始良市障がい者計画

障害者基本法に基づき、障害福祉施策全般に関する基本的な事項を定める計画

始良市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの見込量やサービス確保のための方策などについて定める計画

始良市障がい児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や種類ごとの見込量などについて定める計画

(2) 対象者

障害者基本法第2条第1号において「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。また、同条第2号において、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

すなわち、本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

(3) 計画の期間

第2次始良市障がい者計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とし、「第6期始良市障がい福祉計画」及び「第2期始良市障がい児福祉計画」を包括するものであって、障害福祉サービス等の見込量・確保等については令和3年度から令和5年度までの3年間をその期間とします。

計画名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	…	令和11年度
障がい者計画	第2次始良市障がい者計画						第3次始良市障がい者計画				
障がい福祉計画	第5期計画期間		第6期計画期間			第7期計画期間					
障がい児福祉計画	第1期計画期間		第2期計画期間			第3期計画期間					

3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

国は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定又は変更にあたって即すべき事項等について、基本指針に定めており、本計画は当該方針に沿って、策定しました。

計画の基本方針

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

本計画では、以上の点を踏まえて、障がい者の権利擁護及び社会参加を推進するとともに、障害福祉サービス等の充実を図ることとしています。

また、障がい者が住み慣れた地域で、本人らしい生活を送ることができるようにするため、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

障がい児の支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの整備と質の向上を図るための研修事業等に取り組むとともに、保育所等訪問支援の普及による保育所や教育現場における障がい児への支援内容の充実、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の整備を目指すこととしています。

4 各計画に対する自立支援協議会の役割について

本協議会は、主に障がい福祉施策の推進に関する助言を行います。市が計画に基づき、PDCAサイクルに沿って事業を実施、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況等について点検・評価を行ったり、個別の施策の展開にあたって、協議会に意見を求めることとしていることから、現計画の進捗等に関し、助言を行っていくこととなります。

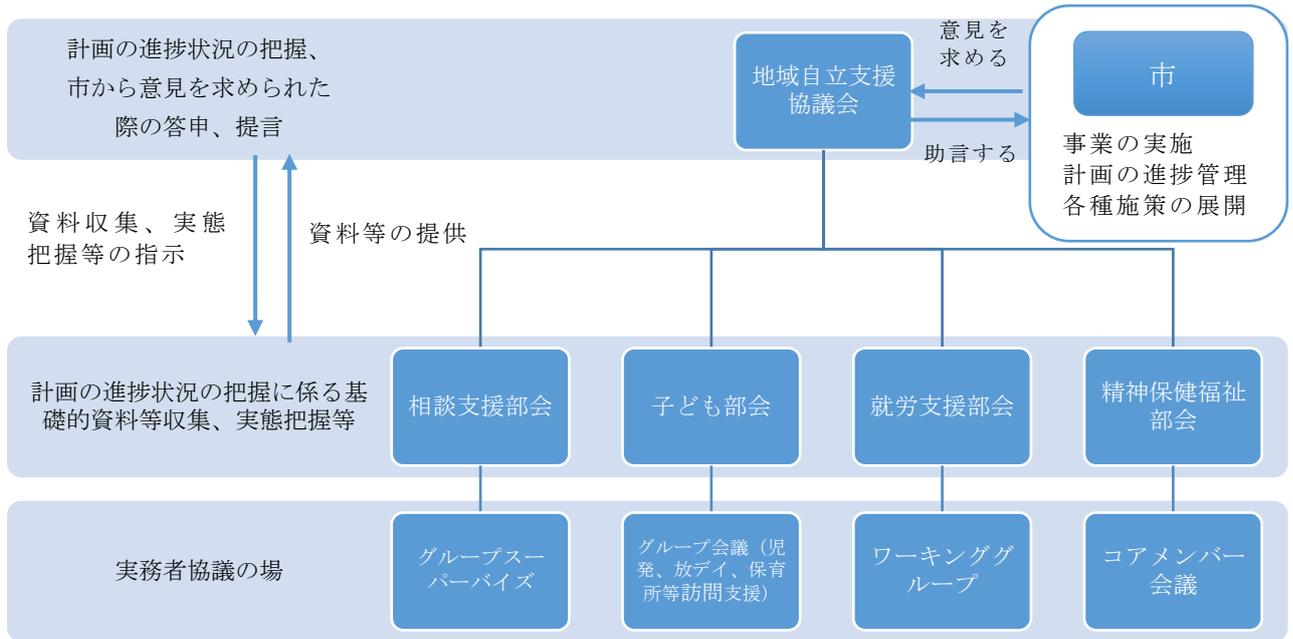
また、翌令和5年度には、第3次始良市障がい者計画及び第7期始良市障がい福祉計画・第3期始良市障がい児福祉計画の策定を行うことから、当該計画の策定に関し、市から意見等を求められた場合、その助言を行う役割も担います。

協議会では、市から意見を求められた場合、助言を行うにあたっては、進捗状況の把握や確認など、基礎的資料を各部会に求めることとします。

各部会においては、地域課題に関する情報共有するとともに、各々支援に携わる者の資質、専門性の向上に努めることとします。

自立支援協議会は、障害者福祉係、各専門部会については、基幹相談支援センターが事務局を担当します。

事務局の役割は、各会の開催にあたってのサポートであり、特に各専門部会については、各会において、自主的な運営を行うこととします。



5 (仮称) 第3次始良市障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

現行の計画が、いずれも令和5年度末（令和6年3月31日）までとなっていることから、令和5年度中に、次期計画の策定を行います。

策定にあたっては、現行計画の検証を行うとともに、従前の計画策定時と同様、アンケート調査も実施予定としております。

次期計画の策定に係るスケジュール（案）（R4.7時点）

	令和4年				令和5年						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
現行計画の検証	[オレンジ色の矢印: 9月～7月]										
アンケート作成、調査実施、集計	[黄色の矢印: 案作成]				[黄色の矢印: 調査実施]		[黄色の矢印: 集計分析]				
計画作成							[青色の矢印: 計画素案作成]				
協議会開催予定					●				●		●

